



普段はゆるやかに見守ってください




あれ?様子がおかしいな、と思ったら、まずは正面から優しく声をかけを

行方不明者の通報があったら…



協力隊員の登録メールアドレスに不明者の特徴などが配信されます

**早期発見
早期保護**



つなごろう三好 協力隊員
協力団体を募集しています

認知症の方や認知症に不安を抱えている方を、普段はゆるやかに見守りを。
もし、認知症の方が行方不明になった時は、メールで不明者の特徴などの情報を配信します。
ご協力いただける住民の方や団体、事業所の方を広く募集しています。

お問い合わせ先
三好市長寿・障害福祉課 みよし地域包括支援センター
☎ 72-5877

■■■■■■■■ 私にできる社会貢献 ■■■■■■■■

認知症になっても
安心して暮らせる三好へ

10月から、つなごろう三好ネットワークが始まりました

認知症の方やご家族の不安をサポートします
まずはみよし地域包括支援センターにご相談ください

「つなごろう三好ネットワーク」は、地域住民の認知症に関する理解を上げながら、地域での見守り活動や相談窓口の充実など、認知症の方やその家族の孤立を防ぎ支援する仕組みです。認知症の方が行方不明になった時に、三好警察署や協力隊員と情報共有し捜索を支援します。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる、そんなまちづくりを目指しています。

つなごろう三好ネットワーク



行方不明になるおそれのある認知症の方の衣服や持ち物などに貼るシールを、つなごろう三好ネットワーク登録者一人につき10枚まで配布します。
不明者を発見した方や、帰り道が分からず困っている認知症の方を発見した方が、このQRコードを携帯電話などで読み込むと、メッセージとみよし地域包括支援センターと三好警察署の連絡先が表示されます。
アイロンやドライヤーの熱で服や靴に簡単に貼り付けることができます。

おでかけ
見守り
QRコード
シール



認知症対策の普及啓発を実施

三好市役所、フレスポ前で、認知症対策啓発のシンボルカラーであるオレンジの花苗を配布し、認知症に対するご理解とご協力を住民の方へお願いしました。



認知症の行方不明者の早期発見のために

三好警察署と三好市が協定

三好市と三好警察署が「つなごろう三好ネットワークに関する協定書」を締結し、調印式を行いました。
この協定は、認知症の方が行方不明等

になった際に、地域の支援を得て早期に発見できるよう、三好市と三好警察署が相互に連携し、情報共有を行うものです。

調印式には齋藤警察署長、曾我部生活安全課長、西岡生活安全課生活第二係長が出席し、高井市長と調印を交しました。

高井市長は「認知症となっても社会とつながりを持って暮らせる幸福度の高いまちづくりにつなげたい」と話しました。

事前登録で安心

認知症等で、外出中に行方不明になるおそれのある方が「つなごろう三好ネットワーク」の事前登録で早期の保護や安全の確保につなげて、もしも…に備えましょう。

対象者	三好市内に居住する方 認知症状があり、支援が必要と認められる方
申請者	本人、または、本人による登録申請が困難な場合は、3親等以内の親族、地区担当民生委員、成年後見人、その他本人の日常生活のために有益な援助をしている方

つなごろう三好ネットワーク

1 いない!

2 通報!!

3 連携

4 早期発見・保護

つなごろう三好ネットワークは地域で支え合う仕組みです

みよし地域包括支援センター
三好警察署・消防署
危機管理課
三好保健所
社会福祉協議会

児童虐待



令和2年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は9199件。虐待による死亡事例は全国で年間約50件にもおよび、1週間に1人の子どもが虐待により命を落としています。

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくらか生懸命で、子どもをかわいと思うつもりでも、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

気になることがあったら
通告してください

通告とは、「気になることを相談する」といいます。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と少しでも気になったら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。

保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気が付き守ることができるのは、あなたかもしれません。

11月は 児童虐待防止推進月間 です

虐待かも…と思ったら

いち はや く

☎ 189

児童相談所 虐待対応ダイヤル [通話料無料]

その他の児童虐待通告相談先・子育て相談先

西部こども女性相談センター (児童相談担当) ☎ 0883-53-3110

三好市子育て支援課 ☎ 0883-72-7666

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外にしめだす、長時間正座をさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレスト (養育の拒否)	乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置するなど
心理的虐待	言葉で脅かす、無視する、きょうだい間で差別的に扱う、子どもの前で家族に暴力をふるう (DV) など

DV 女性への暴力

11月12日～25日は

女性に対する暴力をなくす運動 期間です

いつでも相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

暴力は、性別や年齢、間柄を問わず、決して許されるものではありません。その中でも特に、配偶者や恋人からの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、子どもがいる場合は児童虐待にもつながります。内閣府が実施した調査によると、女性の3人に1人が「暴力を受けたことがある」と回答しています。「この運動をきっかけとして、暴力による人権侵害について考えてみませんか。」

西部こども女性相談センター ☎0883-53-3110 や ☎0883-56-2109 や 三好市子育て支援課 ☎72-7648) では、暴力を始め女性の自立のための問題 (家族関係・離婚・経済的問題) につ

身体的暴力	たたく、ける、突き飛ばす、物を投げるなど
精神的暴力	怒鳴る、脅す、侮辱する、無視するなど
社会的暴力	携帯をチェックする、友達や実家との付き合いを制限するなど
性的暴力	無理にキスや性行為をする、避妊に協力しないなど
経済的暴力	生活費を渡さない、勝手に借金をするなど



DV 相談 全国共通ダイヤル #8008

性暴力被害相談 全国共通ダイヤル #8891

性暴力被害者支援センターよりその樹とくしま西部

同意のない、対等でない、強要された性的行為はすべて性暴力であり、人権と尊厳を踏みにじる行為です。あなたやあなたの周りの誰かが被害に遭われた時はご相談ください。 ☎ 0883-52-5111

ヤングケアラーとは こんな子どもたち



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤング ケアラー

ヤング（若い）ケアラー（世話をする者）とは、障害や病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人のために、本来大人が担うとされる家事や家族の世話を、日常的に行っている子どもたちのことです。子どもたちの負担を減らし本人の育ちや教育を保障していくため、適切な支援が必要です。

困っていること 悩んでいること

- 勉強、宿題をする時間が十分に作れない。
- 学校を休んだり遅刻したりしてしまう。
- クラブ活動や習い事がしたくてもできない。
- 学校や地域の行事に参加できない。
- 希望する進学や就職が難しい。

一人で悩まない、悩ませないために
～周囲の大人、関係機関の皆さんへ～

「家族の事を頑張り過ぎて負担がかかっているかな?」と思いがたつ子どもがいたらご連絡下さい。匿名での相談も可能です。個人情報厳守いたします。

三好市子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）
☎ 0883-72-7666

西部子ども女性相談センター（児童相談担当）
☎ 0883-53-3110

発達上の特徴が極端に現れると

- お友達と遊ばず、いつも一人で遊んでいる
- 授業に集中できず、立ち歩いてしまう
- 読み、書き、計算などの一部だけが苦手
- 会話のやり取りが苦手で、一方的に話すことがある
- 空気が読めず、マイペースな行動をとる

徳島県発達障がい者総合支援センター

乳幼児から成人まであらゆる年代層の方の家庭生活や学校生活、就労に関する相談を受付しています。相談は予約制で県内5か所で移動相談も行っています。詳細はお問い合わせください。

ハナミズキ（小松島市中田町） ☎ 0885-34-9001
アイリス（美馬市美馬町） ☎ 0883-63-5211

発達障害

発達障害とは、人とスムーズに関わる力やコミュニケーション力、想像力、感情や行動のコントロール力の弱さや、感覚の極端さ等、発達上の特徴が極端に現れた状態のことです。

発達障害は、脳機能（使い方）の障害であり、本人の怠けや親のしつけ等から出てくるものではありません。しかし「わがまま」、「融通が利かない」と誤解されることも多く、本人や家族がづらい思いをしていることもあります。

誤解をなくし、お互いが過ごしやすくするために正しい情報を知っておくことが大切です。

障害者差別解消法について

～共生社会の実現のために～

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日から施行され、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。

差別をなくすことは社会全体の責務です。一人一人が障害について理解し、差別に気づき、平等に暮らせる地域社会をつくるための心遣いを積極的に実践していきましょう。

「合理的配慮」とは？

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

- 具体例
- 筆談や読み上げなど、障害の特性に応じたコミュニケーション手段で対応する。
 - 障害のある人の障害の特性に応じて座席を決める。
 - 段差がある場合は、スロープ等を使って補助する。

相談窓口

三好市長寿・障害福祉課
電話 72-7610 FAX 72-7605

※三好市内にお住まいの障害者の方（障害者手帳を取得していない方も含みます）がご利用いただけます。
※秘密は厳守されますので、ご安心ください。



障害者への虐待

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日から施行され、障害者虐待を防止し、障害者が地域社会で安心して自立した生活が送れるよう、国や地方公共団体等の責務や養護者への支援等について定められました。

「障害者への虐待」はあつてはならないことですが、虐待をしている人も受けている人も虐待であることに気づかないまま日常生活で虐待を行っている場合があります。

虐待を発見した人は、次の相談窓口への通報をお願いします。秘密は厳守されますので、ご安心ください。

障害者虐待の通報や相談窓口

三好市障害者虐待防止センター ☎ 72-7610
(三好市長寿・障害福祉課内) FAX 72-7605

障がい者生活支援センター ☎ 72-2251
はくあい FAX 72-2477

ワークサポート やまなみ ☎ 79-3937
FAX 79-3927

虐待の早期発見に！身の回りでこんな事例はありませんか？

身体的虐待	暴力や体罰で身体に傷や痛みを与えたり、身体を縛り付けたり、過剰な投薬で身体の動きを抑制するなど
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与えるなど
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうか見極める必要がある）
経済的虐待	本人の同意なく財産や賃金、年金を使ったり本人が希望する金銭の使用を理由なく制限するなど
放置・放任（ネグレクト）	食事や排せつ、入浴など身の回りの世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないことで障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる